

県行政に関する
集中改革プラン
【概要版】

[ホームページ <http://www.pref.shimane.jp/section/jinji/plan/index.html>]

平成 1 8 年 2 月
島 根 県

【はじめに】

島根県では、「地方分権・行財政改革大綱」に基づく平成8年度からの取り組み以降、「新行政システム推進計画（H14年度）」、「財政健全化指針（H14年度）」、「中期財政改革基本方針（H16年度）」を定め、行財政改革を強力に推進しているところです。

このたび、現在推進中の計画の実施状況と向こう5年間の取り組みをとりまとめ、定員管理などについて具体的目標を明示しました。

【H17年度からH21年度までの主な取り組み】

1. 総人件費の抑制

定員管理

総定員を8.5%純減（国の目標：4.6%以上純減）

総定員の状況

H17年4月

H22年4月

15,013人

13,742人（1,271人：8.5%）

・主な削減内容

〔組織の簡素化・効率化〕

人事課・職員課の統合(H18.4)、地方機関等の見直し(H18.4)、

県立3大学の統合・独立行政法人化(H19.4)、

九州事務所の廃止(H19.4) など

〔事務事業の見直し〕

現業業務の見直し(H18.4～)、

教育事務所給与・旅費業務の効率化(H19.4)、

栽培漁業種苗生産業務の民間委託等(H20.4)、

計量業務の民間委託(H21.4) など

〔公共事業の削減〕

隠岐空港・稗原ダム・今津漁港整備完了(H18.4)、

出雲空港滑走路補修完了(H21.4) など

〔期限付き事務事業の終了〕

新行政システム(H18.4)、国民保護計画(H18.4)、大学改革(H19.4)、

ラムサール条約関係業務(H20.4) など

給与の削減

給与の特例減額等を実施

給与の特例減額 給料及び手当をH19年3月31日まで減額

・一般職員〔部次長級 10%〕〔課長級 8%〕

〔その他 6%〕

・特別職〔知事 20%〕

〔副知事/出納長/常勤監査委員/教育長：15%〕

時間外勤務手当の縮減 対前年度比(H16 15%) H17 20% H18 25%

給与の適正化

給与構造改革(H18年度)等適正化を実施

給与構造の抜本見直し

・給料表の水準を引下げ（平均 4.8%）

・級別職務分類表の格付け等見直し

各種手当の見直し

特勤手当の一点検・見直し

（H17年度点検～H19年度改正）

技能労務職給与の見直し

給料表の水準を引下げ（平均 4.8%）

2. 地方機関等県立機関の見直し

地方機関、試験研究機関、警察署等の統合廃止（H17～H20年度）

・ H18年度までの機関数の状況

	H16年度	H18年度
地域所管型地方機関数	46	27（41.3%）
試験研究機関数	10	6（40.0%）

・ H19年度以降の取り組み

県立3大学の統合・独立行政法人化（H19年度）
九州事務所の廃止（H19年度）、博物館の廃止（H19年度）
益田工業高等学校・益田産業高等学校の廃止（H20年度）

3. 公の施設の管理運営

廃止・民間移管による施設の減

H16年度185 H21年度見込み172（13）

直営施設への指定管理者制度の導入（H19～H21年度）

・ H19年度以降の導入予定施設

青少年の家（H19年4月）、古墳の丘古曾志公園（H19年4月）
図書館（H20年4月）、流域下水道（H21年4月）

4. 民間委託等の推進

指定管理者制度の導入促進（H17～H21年度）

・ H18年4月導入

古代出雲歴史博物館、県営住宅（東部・西部）

・ H19年度以降の導入予定施設

（上記「直営施設」を予定）

現業業務の廃止・縮小を実施（前期5年間：H22年度まで）

5. 外郭団体の見直し

「県出資割合50%以上の団体数を3割程度削減（H16～H18年度末）する」という目標に向けた取り組みを引き続き実施

・ H17年度（財）島根県並河萬里写真財団（年度末に解散予定）

・ H18年度以降

経営評価を踏まえ、継続して統合等団体のあり方を検討

6. 市町村への権限移譲

市町村協議会を設置し延べ630項目を移譲（H18～H20年度）

・ H18年4月 「権限移譲推進室」を設置し推進

～ 市町村協議会設置数 ～

H18年度 10協議会

H19年度 11協議会

7. 事務事業の見直し

収支改善の取り組みを毎年度着実に実施（H17年度～）

国・地方を通じた厳しい財政状況の中、国の地方財政対策の動向を踏まえつつ、収支均衡体質への早期転換に向けて、引き続き財政健全化の取組を着実に実施

〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部人事課（新行政システム推進室）

T E L : 0 8 5 2 - 2 2 - 6 1 2 6

F A X : 0 8 5 2 - 2 2 - 5 0 2 4

ホームページ : <http://www.pref.shimane.jp/section/jinji/>

E - mail : jinji@pref.shimane.lg.jp